二五〇五番一
二五一二番一
二五〇九番一七地先道路敷
二五〇九番二地先道路敷
二五〇九番二
二五〇一番一
字シマノモト
九三六番二九
東畑字タキダニ
三七番八
三七番一
一二番一
一番二
一番一
六号及び七号
八号
九号
十号
十一号
十二号
二十四号
十三号から十五号まで
十六号から十八号まで
十九号
二十号
二十一号から二十三号まで

○国土交通省告示第四百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南手倉橋沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線、標柱二十一号と二十二号を昭和六十二年建設省告示第千七百六十四号で指定した第二号に掲げる土地の境界に沿って結んだ線、標柱二十二号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県三戸郡五戸町大字手倉橋字舘ノ沢

六八番一　一号から二十一号まで

六八番二　二十二号から三十一号まで

二五番地先道路敷　三十二号

三四番三地先道路敷　三十三号

三四番三　三十四号から三十六号まで

二一番　三十七号

一七番　三十八号

一六番　三十九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

左野際沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を昭和三十一年建設省告示第七百二十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山国有林

二〇三六林班　け[1]小班　一号から十二号まで

○国土交通省告示第四百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北目川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第二千百九十二号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県球磨郡水上村大字湯山

字竿ノ迫　一九二四番　一号及び二号

一九二二番三　三号

二三二五番三　四号から六号まで

○国土交通省告示第四百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

四柳大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第千五十四号で指定した土地の区域を除く。）

石川県羽咋市四柳町

れ　二八番地先水路敷　一号

二八番　二号

七八番　三号から五号まで

七九番一　六号及び七号

七九番一地先水路敷　八号

六番二地先堤敷　九号

七番一　十号から十二号まで

五番　十三号及び十四号

三二番　十五号及び十六号

八〇番一　十七号

二〇番一地先道路敷　十八号

ソ　二一番一　十九号及び二十号

一三番一　二十一号

た　三五番　二十二号及び二十三号

三二番　二十四号及び二十五号

二二番地先道路敷　二十六号

よ　四九番　二十七号から二十九号まで

わ　六四番

○国土交通省告示第四百五十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＧＢ	141103	海友丸	22. 3. 15
７ＪＧＧ	141139	ＭＡＴＳＵＵＲＡ	22. 3. 24
７ＪＧＱ	141182	岩手丸	22. 3. 2
７ＪＧＲ	141188	ＪＰ ＡＺＵＲＥ	22. 3. 23
７ＪＧＴ	141202	ＲＵＢＩＮ ＡＲ ＴＥＭＩＳ	22. 3. 5
ＪＤ2966	141092	いいで丸	22. 3. 26
ＪＤ3012	141169	すずか丸	22. 3. 26
ＪＤ3024	141189	第十六旭丸	22. 3. 2
ＪＤ3031	141197	新めづら丸	22. 3. 31
ＪＤ3036	141204	海光丸	22. 3. 25
ＪＤ3040	141209	やはぎ	22. 3. 15
ＪＤ3041	141210	海神丸	22. 3. 25
ＪＤ3044	141216	明正丸	22. 3. 12
ＪＤ3046	141218	太田川	22. 3. 26
ＪＤ3050	141222	第十八太陽丸	22. 3. 25
ＪＤ3052	141225	やまなか	22. 3. 23
ＪＤ3060	141234	第十八北栄	22. 3. 9

○国土交通省告示第四百五十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	消滅年月日
			平成
７ＫＸＲ	129841	海翔	22. 3. 29
７ＬＢＷ	125607	第八盛勝丸	22. 3. 5
８ＫＹＬ	127881	鶴丸	22. 3. 29
ＪＧＨＥ	118241	第五十六千代丸	22. 3. 26
ＪＫＯＷ	129162	はーきゅりーずはいうぇい	22. 3. 1
ＪＤ2280	116774	第二十七幸生丸	22. 3. 3
ＪＤ2682	128600	ニューひやま	22. 3. 11
ＪＥ2175	116462	第三十八海運丸	22. 3. 10
ＪＥ2316	119423	第一〇一みなと丸	22. 3. 24
ＪＦ2150	120100	ありあけ	22. 3. 9
ＪＧ3822	121782	第一西野丸	22. 3. 10
ＪＧ4371	126821	いよぎく	22. 3. 30
ＪＧ4539	127680	第五けいひん丸	22. 3. 8
ＪＧ4675	126009	第二十一共栄丸	22. 3. 12
ＪＧ4785	131100	いづみ丸	22. 3. 1
ＪＧ4845	130276	若潮	22. 3. 12
ＪＧ4911	131932	第二菱化丸	22. 3. 23
ＪＧ5021	132799	しおじ二世	22. 3. 1
ＪＧ5155	133727	第一海栄丸	22. 3. 31
ＪＧ5417	135194	第七ちとせ丸	22. 3. 5
ＪＨ2983	127583	はまつばき	22. 3. 3
ＪＨ3293	133190	第八明神丸	22. 3. 12
ＪＨ3307	133214	第六喜多丸	22. 3. 17
ＪＩ3370	128766	第一丸岡丸	22. 3. 1
ＪＩ3484	133397	摂津丸	22. 3. 17
ＪＩ3488	133412	さんふらわあこがね	22. 3. 15
ＪＩ3515	133431	さんふらわあにしき	22. 3. 19
ＪＩ3543	134142	栄和丸	22. 3. 1
ＪＪ3750	131867	鐵成丸	22. 3. 12
ＪＫ5046	132456	第十八明陽丸	22. 3. 3